

別紙 サービス購入量 2B の減額措置

条件 / ペナルティポイント		措置
当四半期	前四半期	
・ 0～86点	・ 0～86点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払
	・ 87～344点 (減額)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払 ・ 市による前四半期のサービス購入料 2B の減額分の支払(復活)
	・ 345点以上 (支払停止)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の満額支払 ・ 市による前四半期のサービス購入料 2B の 50%支払(復活)
・ 87～344点	・ 0～86点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の減額 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善報告書の提出
	・ 87～344点 (減額)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者の業務改善計画書の提出
	・ 345点以上 (支払停止)	・ 市による協議会の開催 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
・ 345点以上	・ 0～86点 (減額なし)	・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 87～344点 (減額)	・ 市による協議会の開催 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行うと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 ・ 維持管理業者の変更 【協議会の結果、維持管理業者の変更を行わないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出
	・ 345点以上 (支払停止)	・ 市による協議会の開催 ・ 市による金融機関との協議 【両協議の結果、本契約を終了すると判断される場合】 ・ 本契約の終了又は事業者の変更 【両協議の結果、本契約を終了しないと判断される場合】 ・ 市による当四半期のサービス購入料 2B の支払停止 ・ 市による是正勧告 ・ 事業者による業務改善計画書の提出 維持管理業者の変更